

【7. 公表】

Q7-1. 都による報告書の公表について教えてください。

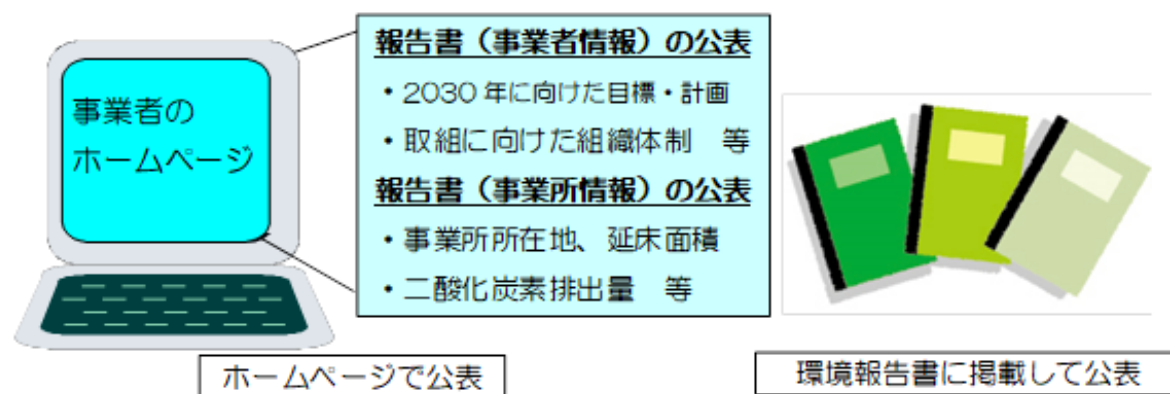
A7-1. 都に提出された報告書は、その内容を確認の上で、都のホームページにて公表されます。

<https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/ad135gcce/index.php>

なお、義務提出事業者に加えて、任意提出事業者についても公表の対象となります。

Q7-2. 事業者自らの公表は、どのような方法で行えばよいですか？

A7-2. 公表方法については、可能な限りインターネットの利用による公表を行ってください。（例えば、事業者のホームページへの掲載）インターネットの公表ができない場合には、環境報告書への掲載、都内における主たる事務所における備え置き又は掲示、など閲覧時間や場所に配慮した方法による公表も可能です。



Q7-3. 義務提出事業者による公表について、公表の開始時期や期限を教えてください。

A7-3. 義務提出事業者による公表は、報告書提出後、遅滞なく行ってください。（条例第8条の24 第1項に規定）また、公表は、報告書を提出した日が属する年度の翌年度から起算して、3箇年度の終了する日まで公表してください。（例えば、令和7年度に提出した報告書については、令和7年度中に速やかに公表していただき、令和10年度末まで継続して公表しておかなければなりません。）

Q7-4. 信託不動産に係る地球温暖化対策報告書の公表に当たっては、信託会社の顧客である受益者の承諾が得られない場合は、事業所名や所在地等の当該物件を特定することができないよう略式表示することができる場合に該当しますか？

A7-4. 信託会社で報告していただく事業所等には、信託物件が含まれるため、その物件を信託した受益者の協力が不可欠であると考えています。受益者の物件の所在地等を公表することを受益者が望まないことにより、それを行えば、信託会社が守秘義務違反に問われるなど、事業運営上の地位を損なわれる等の特段の事情があると知事が判断し

た場合は、当該事業所名や所在地等について、公表しないこともありえます。報告書を提出する際に、個別にご相談ください。

Q7-5. 保安上の問題から事業所等ごとの公表を免除していただきたいのですが、公表しなくても良い方法がありますか？

A7-5. 規則に定める「経営に関する事項その他公表することにより競争上、事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項」として知事が認めた場合は公表事項から除外することができます。例えば、事業所等ごとの名称を略称にし、所在地を区市までの公表とすることができます。非公表の事由に該当するかどうかについては、個別にご相談ください。